

六、日本陸軍、服従關係、下級兵士ノ行為ニツキ上官ハドコ迄ノ責任ガアルカト云フゾテアルガ、法的ニハ全シクキチント言ヘバ、平常軍隊内ニ於ケル統テノ行動ヲ律シテ責任ノ範圍ヲ決ルモノハ軍隊内務令デアラス、兵隊ハドウ、下士官ハドウ、中隊長、大隊長ハドウ、スルト責任ノ範圍ハヤント決マツテ、大隊長ハ部下ニ對シテ、ドウイフコトヲスル、ソノ下ノ中隊長ハソレヲ受ケテドウスル、コレハ戦時時テモ命令ガ上カラ出テ、ソノ命令ニ從フテ、次ノ者ハ自分ノナスベキ事柄ニツイテ命令シテ居ル、ダカラ命令ヲ受ケテ者ガソノ通り実行シテ居ルハ責任ハソノ命令者ニアルコトハ間違イナイ。併シテ命令ニ逸脱シタ事ヲシタ時、責任ハ上者ニアルカドウカ、コレハ余程問題ダト思フ。命令ニ反シタコトヲヤツタ場合ハ、部下ハ四罰セラルベキデアル。上官ノ監督不行届トイフコトハ或ル程度ハ問題ニヨツテハ、其ノ責任ヲ負フゾテモアルケレドモ、命令違反ノ行為者ト同罪トイフコトハ何トシテモ言ヘナイト思フ。唯軍隊ニ独断專行ト云フ言葉ガアル、コレハ独断テテトヤルコトガ必要ダト思フ、ウトキニヤルコトデアル、部下ガ自分丈ケリ考テ之ハ軍令命令ハナワトモアツタト同様ニ軍ノ目的ニ合スルモノト判断シテ独断專行ニナイトモ限ラス。併シテ作ラソレハ結果ガ必ズ上官ノ意圖スル範圍内ニ於ケテ、ソノ柄デナクレバナラス。コウイフコトニ解釋サレテ居ル。ダカラ独断專行ヲ許サレテ居ルカラ何デモヤツテソ

六、日本陸軍ノ服従關係下級兵士ノ行為ニシテ上官ハド
 コ迄ノ責任ガ重シトスルコトヲ示シテ其ノ法的ニ八全シテキ
 ケント言ハレ軍中軍隊内ニ於テ其ノ行動ヲ律
 シテ責任ノ範圍ヲ決ムルモノハ軍隊内務令ヲ以テ兵
 隊ハドウ下士官ハドウ中隊長大隊長ハ部下ヲ以テスルト
 責任ノ範圍ニヤケテ決シテ大隊長ハ部下ヲ以テスルコト
 ウイウコトヲスルモノハ中隊長ハ部下ヲ以テスルコト
 ハ戰時ニモ命令ガ上カラ出テ其ノ命令ニ從フテ決
 着ハ自分ノ事柄ニシテ命令シテ居ルガカラ命
 令ヲ受ケテ者ガ通リ実行シテ居ルハ其責任ハ其ノ命
 令者ニテアルコトハ同違イナモ併シテ命令ニ違脱シタレ
 事ヲシタ時ノ責任ハ上官者ニアルカドカコレハ余程問題
 ガト思フ。命令ニ反シテ行フコトヨヤツテ場合ハ部下ハ罰
 テスルベキデアリト上官ノ監督不行處トイフコトハ或ル
 程度ハ問題ニヨリテ其ノ責任ヲ負フモノアルケレド
 モ命令違反ノ行為若ト同罪トイフコトハ何トシテ
 モ言ヘナイト思フ。唯軍隊ニ独断專行ト云フ言葉
 ガアルコレハ独断ニシテコトアルコトガ必要ダト思ハレトキニ
 アルコトアル部下方自分又キテ考ラズニ軍ノ命令ハ
 ナラトモアツタト同様ニ軍ノ目的ニ合スルモノト判断
 シテ独断專行ニシテトモ限ラズ。併シテ作ラツレハ結
 果ガ必ズ上官ノ意圖ニ範圍内ニ於テ事柄
 ナラレバナラズ。コウイフコトニ解釋ナレテ居ル
 ガカラ独断專行ヲ許サレテ居ルカラ何テモナラズ

ハ皆上官ノ責任ニテカトエフトソウデハナイ。命令ハ下ラ
 ナイガ、突如ノ出来事ガ起ツテ命令ヲ受ケル間ガナイカラ
 アルトエフ場合ハ自分ノ責任テアルシテ、若シ間違イガア
 バ上官ノ責任デナク自分ノ責任テアルトイウトコロデ独断專
 行ガキケツト決メラレテ居ルソノ他ハ命セラレタコトヲヤルガ
 部下ノ責任テアルト思フ。ソウテナイト何デモカテモ皆上人ガ
 責任ヲ負フコトニナルソウイウコトデハナイ。ソノ代リ上官ガ間
 違ツタ命令ヲ下シタトキ部下ガソレニ從ツテ間違ツタコトヲシ
 タトキハ命ジタ人ガ責任ヲトルコトハ、ハツキリシテ居ルト思フ。
 残虐行為ニツイテハ常識カラ言フタラ考ヘラレナイヨトデ、
 軍人精神ヲ十分ニ軍隊ガトリ入レバソノコトハアリ得ナイ
 ト思フ。残虐行為ノソノモガ現場デ行ワレルトキハ、ソノ直屬
 ノ上官ハ監視ノ責任ハ持ツカモ知ラヌガ平常ノ教育デハ
 思イモヨラヌコトニ責任ヲ持タセラレルカドウカ。アアイフコトモシ
 テハナラヌコトイフコトモシテハナラヌト教育スル中ニ残虐行為ニ
 トモ教育スベキカドウカ。コレ頃検テ書証ヲ見ルト、随分非
 道ノ事カ書イテル。コレコトヲ日本人ガヤツタノカト思フト突ニ不
 思議デシヨウカナイ。コレガ若シテ突デアツタラ顔ヲオウベキヲ柄デ
 アル。ソレデハ新秩序モヘテマモアツタモノデハナイトエフ氣持ガスル。併シ
 乍ラコレハドケラカトエフト知識ナイ者ガナルコトダカスソノ者モア
 ルカモ知レナイガ、突ニ赤面スルヨウナ事例バカリテ、ソノコトハヤツ
 才ハオキヌゾト言フベキコトカドウカト思フ位デアル。従来戦
 争デ後ノ血ヲイルルハ、稍々モスレバコソクパライトカ婦女子
 ノ凌辱トイフコトガ有勝ケテ事デソノコトハマカリナラヌゾ
 ト云フコトハ随分ハ釜シク言ツテオルト思フ。

ハ比官上官ノ責任ニテカトエツトソウデハナイ。命令ハ下ラ
 ナイガ、突撃ノ出来事ヲ起ツテ命令ヲ受ケル同ガナイカラ
 テルトエフ場合ハ自分ノ責任ヲ負ハル。若シ同違イガレ
 以上官ノ責任ヲテテ自分ノ責任ヲアルトイフコトヲ独断專
 行ガキキツト決メテ居ル。他ハ命セラレタコトヲアルカ
 部下ノ責任ヲアルト思フソレナクナイト何レモカキテ皆上ノ人
 責任ヲ負フコトニナルソウイフコトヲハナシテ代リ上官同
 違ツリ命令ヲ下シタキ部下ガソレ違ツテ同違ツタコトヲ
 タトキハ、命ジリ人ノ責任ヲアルコトハ、ハツキリ居ルト思ハ
 七、残虐行為ニソノイハ常ノ識カラ言フカラ考ヘラレナイコトナ
 軍人精神ヲテ分ニ兵隊ガトリ入レバソノ事ナフトハアリ得ナイ
 ト思フ。残虐行為ソノモ現場ガ行ワレトモ、ソノ直屬
 ノ上官ハ監視ノ責任ハ持ツカモ知ラヌガ中ノ教育アハ
 思イモヨク又コトニ責任ヲ持テラレバドウカ。アノコトモシ
 テハナラヌコトモコトモシテハナラヌト教育ル中ノ残虐行為ニ
 トモ教育スベキカドリカ。コト現場ノ一者駐ル見ルト、随分非
 道ノ事ナクイハル。コトモシテ日本ガテツタノカト思フ。アノ
 思議ヲシテカキカキカキカキカキカキカキカキカキカキカキ
 アノコトハ新秩序モヘラヌモアノコトハナクイハルコトモシ
 作ラコレバドウカトエツト知識ノナクモテテ下ガカキカキカキ
 ルカモ知レナイガ、突撃ノ出来事ニテソノ事例ハカキカキカキカキ
 テハナラヌコト言フヘキコトカドリカト思フ。彼ノアノ従軍
 隊ノ責任ハソノコトハナクイハルコトモシテカキカキカキカキ
 上級命令トイフコトガ有勝テテ事ナクソノコトハナクイハル
 トエフコトハ随分ハ答レテツテオルト思フ。

レカシアノヨウナ思イモヨラナイ残虐ナコトヲヤツテイルトシテモ
 ソウイラコトニ就テ迄一々列擧シテ注意セネバナラヌカトウカ
 ソノ辺ハ實ニ難カシイ。ソウイラコトヲ事實言フト兵隊ノ人格
 ヲ非常ニ無視シタコトニナル。古イ話シデアルカ。私ハ「レバ」ヤ
 去兵ノ時、名古屋聯隊長テ出テ行ツタ。ソノ時私ハ少シ
 感ズルトコロガアツタカラテモアルガ。今度出テ行クノハ列國
 環視ノ中デ、シカモ外國ノ兵隊モ出テ居ル中へ行ツテ、吾
 堂々ト日本軍隊ノレナケレバナラヌ。任務ヲヤルイデアラカラ、一兵
 卒ト雖モ國ノ名譽ヲ背負ツテ居ル外交官ト思ヘ。ソノ
 ノメニハ一擧一動ナルホド日本ノ兵隊ハト思ワレルヨウニシ
 ナケレバナラヌ。ソノノメニ多少ハ世間ヲ飾ルヨウニモ見エル
 カ第一外套ヤ「ズボン」ノ「ポケット」ニ手ヲ入レルコトハナラヌ。
 姿勢ヲ直シテ端正ナ動作ヲ持シテオレ。敬礼ハモットモ
 嚴肅ニヤレ。普通ハ休ンデ居ル時ハ上官が通ツテモ敬礼
 セヌテモ良イ様ニナツテ居ルガ。苟シクモ上官ヲ見タナラバ、自分
 が休ムコトヲ許サレテ居ル時デモ立ツテ敬礼スル心掛テ總テ
 ヤラナケレバイカヌ。ソレハヒトリ上官許リデナク、支那人ニモ其
 他ノ者ニ対シテモソノ心掛テヤラナケレバナラヌト言ツタ。向ヘ
 行ツテカラモ、往來ヲ歩イテ居ル兵隊ノ中ニ寒ムソウナカッ
 コウヲレテ歩イテ居ル者ヲ見付ケルト、當時馬止テ長イ
 「ムチ」ヲ持ツテ居リマシタガ、「コラ姿勢が悪いゾ」トソシテ注
 意ヲ與ヘタ。他ノ兵隊ノ將校デモ変ナカッコウヲレテ居ルト
 君ソノ形ハマズイゾ」トヤツタ。ソノ代リ私達ノ者デ不都合ナ

シカシアノヨウナ思イモヨラナイ。然居一コトヲヤツテイルトシテモ
 ソライワコトニ就テ迄一々列擧シテ注意セヌベナラヌカトウカ。
 ソノ辺ハ實ニ難カシイ。ソノワイウコトヲ事實言フト兵隊ノ人格
 ヲ非常ニ無視シタコトニナル。古イ話シテアルガ。私ハ「レベリヤ」
 出兵ノ時、名古屋聯隊長テ出テ行ツタ。ソノ時私ハケレ
 感ズルトコロガアツタ。テモアルガ。今度出テ行クノハ列國
 環視ノ中デシラモ外國ノ兵隊モ出テ居ル中へ行ツテ。吾
 堂々ト日本軍隊ノシナケレバナラヌ。又任務ヲヤルノデアルカラ。一兵
 卒ト雖モ國ノ名譽ヲ背負フテ居ル外交官ト思ヘ。ソノ
 ノイニハ一擧一動ナルホド日本ノ兵隊ハト思ワレルヨウニシ
 テレバナラヌ。ソノノメニ多少ハ世間ヲ飾ルヨウニモ見エ
 カ第一外套ヤ「スボン」ノ「ボケット」ニキヲ入レルコトハナラヌ
 姿勢ヲ直シテ端正ナ動作ヲ持シテオレ。敬礼ハモットモ
 嚴肅ニヤレ。普通ハ休ニテ居ル時ハ二官が通ツテモ敬礼
 セヌテモ良イ様ニナツテ居ルガ。苟シテモ二官ヲ見タラバ。自分
 が休ムコトヲ許サレテ居ル時テモ立ツテ敬礼スル心掛ヲ總テ
 ヤラナケレバイカヌ。ソレハヒトリ上官許リテナク。支那人ニモ其
 他ノ者ニ對シテモソノ心掛ヲヤラナケレバナラヌト言ツタ。向ヘ
 行ツテカラモ往來ヲ歩イテ居ル兵隊ノ中ニ寒ムソウナカ
 コウヲシテ歩イテ居ル者ヲ見付ケルト。當時馬ニテ長イ
 「ムナ」ヲ持テ居リマシタガ。コラ姿勢ヲ悪イゾトソレテ注
 意ヲ與ヘタ。他ノ兵隊ノ特校テモ夏カツコウヲシテ居ル
 「君」形ハマズイゾトヤツタ。ソノ代リ私遣ノ者テ不都合ナ

13

者カアタラ遠慮ナク捉ヘテ直シテ私ニ知ラセテモライタイト云フ
 事ヲ他ノ兵隊ノ人ニモ申シ去テ置イタ。大体心掛ハソレ位ニシテ
 置ケバ兵隊モ多少ハ氣ヲ付ケルノデアル。ソレ強姦スルナヤレ
 何ラスルナトハ言ヘナイモノデアアル。コレハ上官ノ一ツノヤリオデ。ソコ迄
 シテモ悪イコトヲシタ兵隊カアツタ場合ハソノ上官モ同罪ト言
 フノハドウカト思フ。命令ニ及シテ部下カヤツタコトニ対シテ上
 官カ悉ク責任ヲ持タナケレバナラヌコトハ欧米人ノ頭カラ言ッ
 ラ受ケ取レナイト思フ。左様ナ部下ヲ持ツテ居ツタコトハ誠ニ相済ヌ
 コトダトイワノハ。日本テ良ク言フ他ノ人ニ対シテスル一ツノ挨拶ナデア
 ルガソノ挨拶ヲ直ニトリ上ケルコトニナレバ子供ノ喧嘩デ何時モ親
 カ罰セラレネバナラヌコトニナル。

八
 軍隊ノ教育ニツイテハ教育總監ガ方針ヲ発動シテソノ實現法
 ニツイテハ師團長以下カソノ各々定メラレタ範圍内ニ於テヤル。
 ソレデソノ定メラレタ範圍内ニ於テノ職責ヲ果スト云々様ニ解釋
 スレバ責任ノ及ブ範圍ガ事柄ニヨツテ皆決ツテ来ルデアナイカト思フ
 昭和二年一月二十五日

於東京都杉並区下高井戸一丁目八十八番地

阿部 信行



右ハ當立會人ノ面前ニテ宣揚言シ且ツ署名捺印シタルコトヲ
 証明シマス。

同日同所

立會人

國分 友治



者カアタリテ遠慮ナク扱ヘテ直ニ私ニ知ラセテモライタイト云フ
事ヲ他ノ隊ノ人ニモ申シ出テ置キタル大体心算ハソレ位ニシテ
置キハ兵隊モ多少ハ氣取付セバデアリソレ強喜スルヲヤレ
何ラスルナトハ言ヘナイモデアアルコトハ上官ノ一ツノヤリオデソコ迄
シテモ悪イコトランタ兵隊カアツク場合ハソノ上官モ同罪トモ言
フノハドウカト思フ命令ニ及シテ部下ヲヤツタコトニ對シテ上
官カ忠ク責任ヲ持ツヤケレバナラヌコトハ欧米人ノ頭カラ言フ
ラ受け取テナイト思ハ左様ナ部下ヲ持ツ居ツタコトハ誠ニ相違ス
コトナトイフノハ日本ナ良ク言フ他人ニ對シテスルコトハ後援ナラズ
ハカソノ後援ヲ直ニナトトセバコトニシテハ子は、喧嘩ヲ何時モ親
ガ罰ニモレホバツラヌコトニナレ

八軍隊ノ教育ニイテハ教育總監ガ方針ニ準ルベシトシ、實際法
ニイテハ師團長以下ノ各々定ムル所ノ範圍内ニ於テヤル
ソレガ一定ノ範囲内ニ於テハ、職責ノ果シテハ、師團長
スレバ責任ノ及ブ範圍ノ事柄ニモ、責任ノ及ブ範圍ノ事柄ニモ、
責任ノ及ブ範圍ノ事柄ニモ、責任ノ及ブ範圍ノ事柄ニモ、

於東京都府兵部下事務課
門部 信行

40.14
若海軍軍人ノ所有ノモノハ、海軍省ノ所屬ノモノニシテ、
海軍省ノ所屬ノモノニシテ、海軍省ノ所屬ノモノニシテ、
海軍省ノ所屬ノモノニシテ、海軍省ノ所屬ノモノニシテ、

海軍省
海軍省
海軍省

No. 15

Defence Doc. 922

宣誓書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ黙秘
セス又何事ヲモ附加セサルコトヲ誓フ

阿部信行



1815

Defence Doc. 322

宣
華
書

此
書
係
宣
華
書
之
一
部
也
其
中
所
載
之
事
均
係
宣
華
書
之
實
際
情
況
也

宣
華
書
之
一
部
也

